

飛驒市告示第255号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり令和5年第2回飛驒市議会定例会を招集する。

令和5年6月6日

飛驒市長 都 竹 淳 也



記

- 1 日 時 令和5年6月13日(火) 午前10時00分
- 2 場 所 飛驒市役所 議事堂

令和5年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年6月13日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	報告 第2号	令和4年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書について
第4	報告 第3号	令和4年度飛騨市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
第5	報告 第4号	飛騨市土地開発公社の経営状況報告について
第6	承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて(飛騨市税条例の一部を改正する条例)
第7	承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度飛騨市一般会計補正予算(専決第4号))
第8	承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて(令和5年度飛騨市一般会計補正予算(専決第1号))
第9	議案 第58号	財産の取得について(職員用パソコン)
第10	議案 第59号	財産の取得について(圧雪車)
第11	議案 第60号	財産の取得について(除雪ドーザ)
第12	議案 第61号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第13	議案 第62号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第14	議案 第63号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第15	議案 第64号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について

令和5年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年6月13日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第65号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第17	議案 第66号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第18	議案 第67号	飛騨市指定金融機関の指定の変更について
第19	議案 第68号	飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第20	議案 第69号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第21	議案 第70号	令和5年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第22	議案 第71号	令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)

○出席議員（13名）

1番	小水	笠	原	美	保	子
2番	谷		上	雅		廣
3番	上		口	敬		信
4番	井	ケ	吹	豊		孝
5番	澤		端	浩		二
6番	住			史		朗
7番	徳		田	清		美
8番	前		島	純		次
9番	野		川	文		博
10番	籠		村	勝		憲
11番	高		山	恵	美	子
12番	葛		原	邦		子
13番			谷	寛		徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都		竹	淳		也
副市長	湯	之	下	明		宏
教育長	沖		畑	康		子
総務部長	谷		尻	孝		之
企画部長	森		田	雄	一	郎
市民福祉部長	藤		井	弘		史
商工観光部長	畑		上	あ	づ	さ
農林部長	野		村	久		徳
基盤整備部長	森			英		樹
環境水道部長	横		山	裕		和
財政課長	上		畑	浩		司
病院事務局長	佐		藤	直		樹
教育委員会事務局長	野		村	賢		一
会計管理者	渡		邊	康		智
消防長	堀		田	丈	二	郎

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡		田	浩		和
書記	嶋		中	み	な	み

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長 (住田清美)

本日の出席議員は全員でございます。

それでは、ただいまから令和5年第2回飛騨市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (住田清美)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、12番、高原議員、13番、葛谷議員を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長 (住田清美)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月13日から6月29日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長 (住田清美)

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月13日から6月29日までの17日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告を行います。議長がこれまでに受理した請願・陳情等は、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおりであります。陳情第1につきましては、所管の常任委員会に付託いたしましたので、あわせて報告いたします。議長活動報告及び監査委員からの例月現金出納検査の結果についての報告につきましては、それぞれお手元に配付のとおりであります。それをもって報告に代えさせていただきます。

以上で議長の報告を終わります。

続きまして、市長から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

(「議長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長 (住田清美)

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

[市長 都竹淳也 登壇]

△市長 (都竹淳也)

おはようございます。本日、令和5年第2回飛騨市議会定例会を招集させていただきましたところ、ご参集を賜りありがとうございます。6月29日までの17日間にわたりまして、重要な案件につきましてのご審議を賜ります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

5類移行後の新型コロナウイルス感染症の現状と、お手元にお配りしております行政報告の中

から、3月定例会以降の市政の取組について6点のご報告を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症でございますが、5月8日の5類移行後、感染者の全数調査が行われなくなりましたが、当市におきましては、岐阜県市医師会のサーベイランスシステムにほとんどの医療機関が参加しておりまして、事実上の全数調査となっております。このデータによりますと、5類移行前の市独自のまん延警報発令基準が1日当たり平均感染者数9人であったのに対し、5月8日からの1週間は4人、次の1週間は6人、また、昨日までの直近1週間も4.6人とどまっております、落ち着いた状況が続いています。既にマスクの自由化を始め、以前のような厳格な感染対策は求められなくなっていますが、特にご高齢の方や基礎疾患の重症化リスクは依然として潜在することとなりますので、市民の皆様に対しましては、手指消毒や手洗い、必要な場面でのマスク着用等を継続していただくよう、折に触れて呼びかけてまいります。なお、本年度のワクチン特例臨時接種につきましては、5月22日から65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する方や、医療・介護従事者等を対象とする春の接種を開始しており、6月9日現在、接種を希望される6,222名のうち、2,324名が接種を終えられ順調に進捗しております。秋開始の接種につきましても、9月からのスムーズな接種に備え、7月下旬から必要な準備を進めてまいります。

さて、続きまして、前議会以降の市政の取組につきましてご報告を申し上げます。

最初に、昨年3月から4月にかけて飛騨市をロケ地として撮影されました「雑魚どもよ、大志を抱け！」市内先行上映会が3月4日土曜日、5日日曜日の両日、飛騨市文化交流センター及び神岡町公民館で開催され、約800人の方々が鑑賞されました。この映画は、脚本家で映画監督の足立紳さんの小説「弱虫日記」を映像化した作品で、昭和の末期に地方の町で育つ小学6年生の男の子たちが、様々な悩みを抱えながら、仲間とともに成長していく姿を描いた物語です。普段から接している飛騨市の風景の中で繰り広げられるストーリーにどんどん引き込まれ、すばらしい作品になったと感動いたしました。昨年3月から市内の商店街や旧神岡鉄道、小学校に宮川堤防沿いなど、市民の皆様の協力を得ながら撮影を進めましたが、大雪の年ということもあって残雪処理などに苦労した分、こうして公開に至ることができたことに感慨もひとしおでございました。改めて映画制作に関わった皆様方に感謝を申し上げたいと思います。

次に、神岡町のシンボルである神岡城の展示をリニューアルし、4月1日、土曜日にオープニングイベントを行いました。神岡城は戦国時代に神岡の地を治めた江馬氏が築いたとされる東町城の跡地に三井金属鉱業株式会社が建設し、鉱山資料館・旧松葉家と合わせて高原郷土館として昭和45年に開館いたしました。開館から50年以上が経過して老朽化が進み、展示内容も更新されていませんでした。リニューアル後の展示では、国史跡・国名勝という県内唯一の二重の文化財指定を受けている江馬氏城館跡について、これまでの調査成果を詳細に紹介するとともに、縄文土器や中世の陶磁器等、実際に遺跡で出土した遺物についても、分かりやすい解説とともに紹介しています。解説は全て英訳を併記し、近年、飛騨市にも多くお越しいただいている外国人旅行者の方々にも気軽に巡っていただける場所となりました。今年度中には傘松城跡の国史跡への追加指定が見込まれています。より多くの方に来て学んでいただけるよう、大いに活用していきたいと考えております。

次に、4月15日土曜日にリニューアルオープンした飛騨市美術館の開場式に出席をいたしました。今回の改修工事では、展示室の空調や照明などを中心に整備を行いまして、飛騨地区唯一の

公立美術館としてふさわしい施設となっています。当日は美濃加茂市民ミュージアムの可児光生館長をお招きし、「地域ミュージアムのこれから」という演題でご講演いただいたほか、夜間には美術館の展示室において、栃本三津子さんによる記念バイオリンコンサートを開催し、どちらも多くの市民の皆様に参加いただきました。なお、今回のリニューアルオープンの記念展覧会として、飛騨地域の6名の画家に光を当てた「光芒を放つ飛騨の画家たち展」は、一昨日で閉幕いたしました。多くの皆さんにおいでいただき、ご好評を得たところでございます。

続いて、NPO法人神岡・町づくりネットワークが運営する旧神岡鉄道の廃線を利用したアクティビティ「レールマウンテンバイク・ガッタンゴー」の乗車人数が5月20日土曜日に50万人を突破したことを記念するセレモニーにお招きいただきました。2007年の開業以来、廃線を活用したアクティビティの先駆けとして、全国各地からのお客様をお迎えし、17年目での達成となりました。これまでも多くのメディアに取り上げられ、コロナ禍の中にあっても着実に来客数を増やし、昨年度は過去最高となる6万5,000人余の方々にご乗車いただき、今年もそれ以上のペースでお客様をお迎えしております。今後も安全性に十分配慮しつつ、飛騨市の主要アクティビティとして多くの方に体験いただけるよう、市としても、施設の点検や整備を行ってまいります。

続きまして、6月7日水曜日に行われました、全国市長会に関連してご報告を申し上げます。全国市長会は、全国815の市区長によって構成される団体で、全国的な都市自治体の課題について、国への要望や協議、連携した対応等を行うことを役割としております。毎年6月の会議をもって役員が改選が行われることとなっており、私は前期に引き続き、社会文教委員会副委員長を拝命し、厚生労働省、文部科学省関連の事項を担当する執行部の一員として活動することとなりました。このほか、林政問題に関する研究会座長代理、地域医療確保対策会議副座長に加え、全国市長会を代表し、厚生労働省社会保障審議会医療部会委員を拝命しております。また、先般はこども家庭庁の子供家庭審議会「幼児期までのこどもの育ち部会」委員にも選任されました。いずれも全国的な課題に対応する重要な役割であり、会議や国への要望などのための出張も増え、負担も大きくなっておりますが、飛騨市の問題意識や課題を直接政府の幹部に訴え、国の政策に直接反映できるというメリットもあり、勉強・研さんを重ねながら職責を果たしてまいります。なお、これとは別に、岐阜県市長会においては副会長を拝命したほか、私が代表となって全国の発起人有志の首長12名とともに「医療的ケア児者を応援する市区町村長ネットワーク」の設立準備を行っており、5月31日にオンラインによる初の発起人会を開催したところでございます。全国の多くの関係者の方々から熱い期待を寄せていただいております。こちらも力を尽くしてまいりたいと考えております。

最後になりますが、児童・生徒の活躍についてご報告いたします。4月7日から小学生981名、中学生528名が令和5年度の新学期をスタートさせ、直後の古川祭では、たくさんの古川中学校や吉城高校の生徒が祭りエリアの清掃活動や伝統芸能継承活動などにボランティアで参加し、祭りを大いに盛り上げてくれました。5月の後半から6月にかけては、古川中学校や神岡・河合小学校で体育祭や運動会が開催され、学年種目や選抜種目、応援合戦など、目を輝かせながら生き生きと活動する姿、頑張っている仲間たちを精一杯応援する姿など、久しぶりに制限なしで子供たちが活躍する姿を参観することができてうれしかったという声が多く、保護者から届けられたと聞いております。5月27日には、「第11回国際ソロブチミスト高山 クラブユース・フォーラ

ム2023」が開催され、意見発表や討論会を通じた審査が行われ、最優秀賞に飛騨神岡高校3年生の中島咲音さん、優秀賞に同2年生の中島聖音さん、吉城高校2年生の渡辺夏帆さんが選ばれ、最優秀賞の中島咲音さんにつきましては、代表として8月8日・9日に行われる「ソロプチミスト ユースフォーラム2023 in 京都」に出場されることとなりました。最後に、6月10日土曜日、神岡町公民館で開催しました「飛騨市少年の主張大会」では、中学生8名、小学生7名が、未来への夢や希望、家庭、学校生活、地域活動の中で心に感じたことや考えを堂々と発表しました。多感な子供たちの繊細な思いに共感しながら、柔軟な発想力・創造性を発揮し、自分の主張を力強く伝える姿に深い感動を覚えました。

以上、私からの行政報告とさせていただきます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で市長の発言を終わります。

それでは、ここで市長より本定例会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは提出議案につきましてのご説明を申し上げます。

今回は報告案件が3件、承認案件が3件、財産の取得が3件、条例改正が8件、指定金融機関の指定の変更が1件、補正予算が2件の合計20件でございます。

報告案件ですが、令和4年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書は、空家除却補助事業ほか31事業でございます。次に、令和4年度飛騨市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書は、神岡処理場施設修繕事業並びに古川処理場施設整備事業の2事業でございます。その他、飛騨市土地開発公社の経営状況報告が1件の合計3件でございます。議案の中で即決議案としてお願いする案件といたしまして、飛騨市税条例の一部を改正する条例ほか、専決処分の承認が3件、職員パソコンの購入ほか財産の取得が3件の合計6件でございます。なお、補正予算、条例改正等につきましては、後ほど説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で市長の説明を終わります。

◆日程第3 報告第2号 令和4年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書について

◎議長（住田清美）

日程第3、報告第2号、令和4年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、報告第2号についてご説明申し上げます。

別紙事業について、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用するもので、

同法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和4年度飛騨市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

次ページをお願いいたします。空家除却補助事業から、次ページ、最終、林業用施設補助災害復旧事業までの32事業に係る繰越明許費繰越計算書につきまして報告するものです。7番、13番、26番、31番は令和4年9月議会、5番、19番、24番、32番は令和4年12月議会、その他につきましては本年3月議会において議決をいただいております。

繰り越しの理由でございますが、主に物価高騰により影響を受けている各施設等への支援、また、関係機関及び地元の調整等に不測の日時を要したこと等によるものでございます。翌年度に繰り越す額は総額9億2,000万円で、財源内訳は記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（住田清美）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第2号を終わります。

◆日程第4 報告第3号 令和4年度飛騨市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
について

◎議長（住田清美）

日程第4、報告第3号、令和4年度飛騨市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

報告第3号についてご説明申し上げます。

別紙事業について、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用するの、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和4年度飛騨市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

次ページをお願いいたします。上段、神岡処理場施設修繕事業及び、その下の古川処理場施設整備事業の2事業に係る繰越明許費繰越計算書につきまして報告するものです。いずれも本年3月議会において議決をいただいております、電子部品の世界的な供給不足により不測の日時を要したこと等によるものでございます。翌年度に繰り越す額は総額4,762万円で、財源内訳は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（住田清美）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

◎議長(住田清美)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第3号を終わります。

◆日程第5 報告第4号 飛騨市土地開発公社の経営状況報告について

◎議長(住田清美)

日程第5、報告第4号、飛騨市土地開発公社の経営状況報告についてを議題といたします。
説明を求めます。

[企画部長 森田雄一郎 登壇]

□企画部長(森田雄一郎)

報告第4号、飛騨市土地開発公社の経営状況についてご報告をいたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、飛騨市土地開発公社令和4年度事業報告及び決算に関する書類並びに令和5年度事業計画及び予算に関する書類について、別紙のとおり報告をいたします。

2ページをお開きください。令和4年度の事業報告書でございます。当公社はご承知のとおり、鮎ノ瀬団地の販売を行っておりますが、令和4年度における販売対象区画は4区画ございまして、販売価格の変更も寄与し、当該年度において3区画の売却を行いました。最終的な決算といたしましては20万6,000円の純利益の計上となりました。令和4年度末の完成土地の保有高は1区画分、281.37平米、金額にして457万188円となります。なお、当公社は固定負債を有しておらず、健全経営を確保しております。

次に、(2)理事会開催状況、(3)監査実施状況ですが、御覧のとおり開催しております。

3ページを御覧ください。昨年度の決算報告書でございます。明細書でご説明したいと思しますので、8ページを御覧ください。収益的収入となります。上段の営業収益については、3区画分売却益を計上しております。下段の営業外収益については、国債による運用を開始いたしましたので利息分を計上しております。収入合計は1,570万6,738円となりました。

次に9ページを御覧ください。収益的支出でございます。上段の営業費用には3区画の売却原価及び一般管理費として諸経費を計上しております。主なものとしては、理事会等運営の人件費、広告宣伝のための手数料、販売用看板撤去工事費用、公社運営のための人件費支出等がございまして、合計は1,550万549円となりました。

少し前に戻りまして、4ページをお願いいたします。損益計算書、PLとなります。先ほど明細書にてご説明した収入と支出の差、20万6,189円が下から3行目、当期の純利益となります。なお、準備金合計は1億4,314万5,327円となります。

5ページをお願いいたします。貸借対照表、バランスシートになります。まず資産の部ですが、1流動資産といたしまして、(1)現金及び預金、(3)完成土地等の資産合計は1億5,364万5,327円となります。次に負債の部ですが、こちらはございません。次に資本の部ですが、変更はございませんので、資本金は1,050万円です。準備金は先ほど申し上げました金額を計上しており、負債・資本合計は1億5,364万5,327円となります。

続きまして、6ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書になります。まず表の

左側、Ⅰの事業活動によるキャッシュ・フローは、最下段にあります、1,450万6,718円となりました。先ほど国債による資産運用を開始したと申し上げましたが、30年物国債でございまして、キャッシュ・フロー上は、投資活動によるキャッシュ・フローに分類計上され、マイナスとなりますので右上の数値となります。最終的な期末におけるキャッシュ残高は1,909万8,496円です。

次に7ページ、財産目録をお願いいたします。表の中ほどの固定資産に、先ほど来、申し上げております国債を計上しております。金額欄に表示の金額は1.3億円分の国債購入価額を計上しております。そのほかは御覧のとおりでございます。

次に11ページをお願いいたします。完成土地等の明細表ですが、令和4年度中は3区画分が減となっております。

次に13ページをお願いいたします。決算監査の意見書になります。監査の結果は、適正に執行されており経理上指摘すべき点はなかったという総括意見をいただいております。

続いて15ページをお願いいたします。ここからは令和5年度の事業計画及び予算についてご報告いたします。まず事業計画のうち、土地の売却につきましては、残る1区画の販売を計画しており、金額は460万円です。なお、現時点での販売状況でございますが、先の令和4年度事業報告書にも記載をさせていただきましたが、今年度に入り既に売却を完了しております。

次に16ページをお願いいたします。令和5年度の予算となります。説明につきましては、21ページをお願いいたします。こちらの予算説明書にてご説明をさせていただきます。まず収入ですが、事業収益として先ほどご説明いたしました1区画分460万円を営業収益として計上しております。営業外収益といたしまして、国債の運用益130万円を計上し、合計で最上段590万円を計上しております。次いで支出でございますが、営業費用として1区画分の土地売却原価と一般管理費を計上いたしました。結果、予備費を加えました支出合計は550万1,000円となります。

なお、17ページから20ページにあります、予定の財務諸表につきましては説明を省略させていただきます。

以上で土地開発公社の経営状況報告を終わらせていただきます。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（住田清美）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（水上雅廣）

1点だけお伺いをいたします。30年国債にされた意図、それからそれに対するご意見とかはあったのかどうかお聞かせください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

30年国債につきましては、前の年度までは定期預金で資産の運用を行っておりました。利率が非常に低いので、それよりは、せつかく資金があるということでございますので多少長期ではございますけれども、利率が1%と高い時点でちょうど購入をすることができるということになりましたので購入をさせていただきました。これに係ります理事様からのご意見等につきましては特段否定的なご意見等はいただいております。

○2番(水上雅廣)

何でこういうことを聞いたかという、今、一応分譲が終わり、頑張っていたというところですが、この先の公社のあり方についてどのようにお考えなのかお聞かせいただけますか。

◎議長(住田清美)

答弁を求めます。

□企画部長(森田雄一郎)

近年は今ご指摘いただいたとおり造成した鮎ノ瀬団地の分譲地の売却というところに注力をしてまいりまして、今年度に入りまして全ての区画を完了したところでございます。そこで私どもも、この公社の在り方につきまして理事のほうからもやっぱり質問等がございました。どうするのがいいのだろうと。内部でも協議をしております、公有地の先行取得ということが今後絶対にないのかと言われると、それはもしかしたらあるのかもしれない。機動的にやっぱり土地を取得することができるというのが公社のメリットでございますので、現時点では存続をさせていきたいというふうに考えております。

◎議長(住田清美)

ほかに質疑はありませんか。

○11番(籠山恵美子)

そうしますと、今年度でこれまで目的としていた売却は済むわけですから、今残っているその1億円から準備金あるいは資本金、こういうものをもって令和6年度の計画はどのようにということが気になりますけれども、何かそういう計画は既にお持ちですか。

◎議長(住田清美)

答弁を求めます。

□企画部長(森田雄一郎)

令和6年度における事業計画につきましては、特にこれといった計画を現時点では持ち合わせておりません。今年度中におきまして先ほどちょっとご説明を差し上げましたように、何らか取得をすべき案件が出てくるようであれば対応してまいりたい、令和6年度の事業計画に載せるとか、そういった対応をしてまいりたいと考えています。

◎議長(住田清美)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

◎議長(住田清美)

以上で質疑を終結し、報告第4号を終わります。

◆日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(飛騨市税条例の一部を改正する条例)

◎議長(住田清美)

日程第6、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(飛騨市税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長(谷尻孝之)

それでは、承認第2号についてご説明申し上げます。

本件は、飛騨市税条例の一部を改正する条例を地方自治法の規定により専決処分したので報告し、承認を求めるものです。

24ページの要旨を御覧ください。今回の提案理由は、地方税法の改正に伴う改正です。制定改廃の根拠等は記載のとおりでございます。

それでは、条例の概要についてご説明します。まずは(1)市民税関係です。1点目は、地方税法の改正による項ずれ及び同法施行規則様式の新設に伴い、所要の改正を行うものです。2点目は、地方税法附則第6条第4項関係の改正に伴い、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例適用期間を3年延長するもので、これは畜産事業者が肉用牛の売却に際し、1頭当たりの売却価格が100万円に満たない場合、その売上げを免税とする制度で、この制度を3年延長するものです。昨年度は7の方が該当いたしました。3点目は、地方税法附則第34条の2関係の改正に伴い、優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例適用期間を3年延長するものです。この制度は、都市計画区域内において開発許可を受ける1,000平米以上の宅地造成をするものに対し、そのもととなる土地を譲渡したものに課税される分離課税の税率を5%から4%に、1%分引き下げる特例で、これが3年延長されるものです。なお、飛騨市では、これに該当する案件は今のところありません。

次に(2)固定資産税関係で、1点目は、地方税法附則第64条の削除に伴い、字句の整理を行うものでございます。2点目は、地方税法附則第15条各項の改正に伴う項ずれ及び新規特例措置の創設に伴う規定を整備するものです。この新規の特例については、以下の表並びに次ページ上段に記載してありますが、一定の要件のもとでマンションの長寿命化に資する大規模修繕が行われた場合、それに対する課税特例が新たに規定されました。なお、飛騨市では、これに該当する案件は今のところありません。

次に(3)軽自動車税関係です。1点目は、地方税法附則第29条関係の改正に伴い、条・項ずれの改正を行うものです。2点目は、軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例について、特例期間を3年延長するものです。この制度は以下の表のとおり、一番左の電気自動車及び天然ガス自動車は75%の軽減を3年延長、中央のガソリン車及びハイブリッド車のうち、令和12年度燃費基準の達成度が90%を超えるものは50%の軽減を3年延長、一番右、同じく70%を超えるものは25%の軽減を2年延長するものです。なお、令和5年度、課税実績でございますが、電気自動車の75%軽減が3台ございました。

次に、市民への影響等です。市民税、固定資産税、軽自動車税のうち、項ずれ等につきましては影響はなく、その他につきましては対象となる者には有利となります。また、影響の規模は、項ずれ等は影響ありません。そのほかにつきましては限定的となります。

最後に施行日ですが、令和5年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（高原邦子）

延長期間を3年とか、2年とか、1年とかいろいろ決めてありますが、これはどういったところを基準に延長期間を決められたのか教えていただきたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

今の延長期間につきましては、地方税法が改正になりまして、その期間と合わせてあるものでございます。

◎議長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

○12番（高原邦子）

それで、上位法がそうだということですが、その上位法には3年、2年、1年というのはどういったことだという説明とか何かされていませんでしたか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

地方税法に、延長そのものにつきましては年度が書いてあるんですけど、なぜということまでは把握してございません。

◎議長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第2号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◆日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（令和4年度飛騨市一般会計補正予算（専決第4号））

◎議長（住田清美）

日程第7、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度飛騨市一般会計補正予算（専決第4号））を議題といたします。

説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

承認第3号についてご説明申し上げます。

本件は、令和4年度飛騨市一般会計補正予算（専決第4号）について、令和5年3月31日に専決処分を行いましたので報告し、承認を求めるものでございます。

4ページを御覧ください。第1表、地方債補正ですが、上段の追加、起債の目的にあります、防災無線中継局電源装置整備事業の財源について、下段の防災対策事業債から上段の緊急防災・減災事業債に変更するものです。変更理由は、補正前の防災対策事業債は、充当率75%、交付税算入率30%でございましたが、緊急防災・減災事業債は充当率100%、交付税算入率70%となり、より有利な起債となるものでございます。なお、交付税の金額は315万円の増額となります。

以上で説明を終わります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第3号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◆日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

（令和5年度飛騨市一般会計補正予算（専決第1号））

◎議長（住田清美）

日程第8、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度飛騨市一般会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

承認第4号についてご説明申し上げます。

本件は、令和5年度飛騨市一般会計補正予算（専決第1号）について、令和5年4月3日、専決処分を行いましたので報告し、承認を求めるものでございます。

3ページを御覧ください。歳入歳出予算の総額に1億2,850万円を追加し、予算の総額を183億2,850万円とするものです。

7ページを御覧ください。まず歳出からご説明いたします。上段、民生費の社会福祉総務費ですが、医療機関、介護施設、障害福祉サービス事業者等を対象に、感染対策用品や抗原定性検査キット等の購入支援に所要額を計上いたしました。

その下、児童福祉総務費ですが、ひとり親世帯や低所得の子育て世帯を対象に、児童1人当たり一律5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金について、全額、国庫支出金を財源に所要額を計上いたしました。

一番下、衛生費の予防費ですが、公共機関を利用しなければワクチン接種会場に行くことが困難な高齢者に対する支援として、所要額を計上しました。次ページをお願いいたします。上段、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種費ですが、希望する全ての方がワクチン接種できる関連経費について、全額、県支出金を財源に所要額を計上しました。

最後に、一番下の予備費ですが、物価高や新型コロナウイルス感染症対策分として、当初予算に1億円を増額計上したうち、今回の補正財源として調整しました。

次に、6ページをお願いいたします。歳入になります。先ほど歳出で説明しました、国庫支出金及び県支出金について、所要額を計上しているところでございます。

以上で説明を終わります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（籠山恵美子）

内容をお聞きします。7ページの新型コロナウイルスワクチン接種交通費助成金というのは、100万円ですけれども、これはどういう基準で、どういう方々を何名ぐらい選ばれましたか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□財政課長（上畑浩司）

この経費につきましては、高齢者の方が新型コロナウイルスワクチン接種時のバスとかタクシーを助成するものでございまして、金額につきましては過去の実績から必要額を計上しております。

○11番（籠山恵美子）

過去の実績というのであれば、ざっと人数が知りたいところですけども。これは手続きとしてはどのように。本人申請ですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

手続きにつきましてはこれまでと一緒ですけども、接種券を持って市民の方はワクチンを受けに行かれますので、その接種券を見せていただいて、バスは無料、タクシーにつきましては1回500円ということになっております。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□財政課長（上畑浩司）

積算につきましては、正確な人数というものは積算していませんけれども、確実に必要だろうという部分を予算計上しております。

◎議長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

○12番（高原邦子）

7ページの児童福祉費の19扶助費のところですね、071子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯）が940万円、もう一つ、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）となっております。これはどのくらいの人数で、それぞれ幾ら支給されたのか。さっきは5万円と言われていたのですが、分かる範囲でお願いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

まず、071のひとり親世帯分のほうは188人分、072のその他世帯分につきましては86人分でございます。これは国の政策でございまして、児童1人当たり一律5万円が給付されるというものでございます。

○12番（高原邦子）

この給付をもらったところは、子育て世帯の7割とか何%ぐらいを占めているのですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長(藤井弘史)

申し訳ありません。ただいまその数字は手元に持っておりませんのでお答えをしかねます。

◎議長(住田清美)

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

◎議長(住田清美)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第4号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(住田清美)

ご異議なしと認めます。よって、承認第4号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

◎議長(住田清美)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(住田清美)

ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

◆日程第9 議案第58号 財産の取得について(職員用パソコン)

◎議長(住田清美)

日程第9、議案第58号、財産の取得について(職員用パソコン)を議題といたします。

説明を求めます。

[総務部長 谷尻孝之 登壇]

□総務部長(谷尻孝之)

議案第58号についてご説明申し上げます。

財産の取得について(職員用パソコン)。次のとおり財産を取得します。1、財産の種類、物品。2、財産の名称及び数量、ノートパソコン121台。3、取得の目的、職員用パソコンの更新。4、取得金額、2,587万2,000円。取得先、株式会社吉城コンピュータ。なお、入札は令和5年5月31日に指名競争入札で行われ、納期は令和5年12月28日。落札率は94.4%です。

以上で説明を終わります。

[総務部長 谷尻孝之 着席]

◎議長(住田清美)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番(澤史朗)

職員のパソコンの更新、121台ということですが、この更新時というのはどの程度の頻度で行われるのか。そしてこの121台というのは全体からして何割程度なのかということをお教えいただけますでしょうか。

◎議長(住田清美)

答弁を求めます。

□総務部長(谷尻孝之)

職員用のパソコンにつきましては、基本的に5年のサイクルで更新をさせていただいております。ですので、そのときの予算等々もあると思いますけども、基本的には20%程度の更新率、20%ずつになるというようなことでございます。

◎議長(住田清美)

ほかに質疑はありませんか。

○12番(高原邦子)

このノートパソコンというのは1台幾らになるのか、ちょっと今電卓とかがないのであれなんですけど、これは職員の何%ぐらいですか。

◎議長(住田清美)

答弁を求めます。

□総務部長(谷尻孝之)

パーセントはあれなんですけども、基本的には正職員の事務職員、いわゆる必要とされる職員全員に貸与されるというような形になろうかと思います。

それから、値段にしますと1台当たり20万円少しになろうかと思います。今回ですね、の中にはパソコン本体のほかモニター、それからキーボード、こういったものも含まれているところがございます。あと、ソフトとしましてウィンドウズであるとか、オフィスであるとか、それらをただ買ってきただけではなくてやはり設定しなければいけないものですから、そういった設定費用等々含まれているところがございます。

○12番(高原邦子)

それでは、一番新しいものをしっかりと準備したというふうに捉えてよろしいですか。古いものではなくて最新のものに適用していけると。これからのDX社会に向かって大丈夫だということでもよろしいですか。

◎議長(住田清美)

答弁を求めます。

□総務部長(谷尻孝之)

今回のパソコンから、従来のパソコンより少し小さめのパソコンとしました。これはコロナ禍含めて、私どももパソコンを持って各場所で仕事をするが増えてきました。そういったところに持ち運びがいいようなことで、最新の小型のパソコンを購入させていただくということになりました。そのため、やはりちょっと画面が小さくなったということで、先ほど話がありましたとおりモニターを別に購入させていただくということにしているところでございます。

◎議長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（前川文博）

ノートパソコン更新するというので、モニター、キーボードという話でしたが、これまでもノートパソコンを使ってみえる方で、モニター1台、2台置いたり、キーボードという方もあるのですが、これまでも支給していたのか、その辺はどうなっていますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

私どもが普段使う職員用のパソコンにつきましては、そういったモニター等々につきましては支給はしておりません。これは個人で、例えば見づらいであるとかそういったことで個人の個人で購入して設置しているものということになります。ただ、例えば税務ですとそういった税務としての業務がありますので、それは当然その業務の中で購入したというようなことになっております。

○8番（徳島純次）

今回新設するのが121台ですから、古くなった買い換える分の121台の処分はどうなるのでしょうか。廃棄処分ですか、それとも再利用ですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

基本的には全て廃棄処分という形になります。データを消して廃棄処分ということになります。もし程度のいいものがあれば、会計年度任用職員も使いたいというようなことありますので、そういったところに回したりしているところでございます。

○8番（徳島純次）

今お話のありましたデータ消去に関しては職員がやられるのですか、それとも専用業者がやられるのですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

専門の業者が行います。

○11番（籠山恵美子）

今モニターはそれぞれ個人でというお話でしたね。これまでどうしていたんだという質問で。今後、契約から以降というのはどういうふうに。その業務ごとには業務として必要なモニターとして公費で買うみたいな話でしたが、そうすると何台が業務上不可欠で公費で買うのか、全体のどのぐらいになるわけですか。職員の個人のデスクにあるノートパソコンのモニターは個人持ちというお話ですよ。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

個人の机に置いてある1人1台パソコン、今までは個人で購入していたんですけども、これからは公費で購入させていただくということになります。全部です。

◎議長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号につきましては、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第58号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◆日程第10 議案第59号 財産の取得について（圧雪車）

◎議長（住田清美）

日程第10、議案第59号、財産の取得について（圧雪車）を議題といたします。

説明を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

議案第59号についてご説明いたします。

財産の取得について（圧雪車）。次のとおり財産を取得する。財産の種類、物品。財産の名称及び数量、圧雪車1台。取得の目的、圧雪車の更新。取得金額、4,950万円。取得先は株式会社三機工業です。

本案は、かわいスキー場に配備している圧雪車の更新案件です。かわいスキー場には圧雪車を2台配備しておりますが、そのうちの1台が老朽化が著しく、故障のリスクも大きいため、今回更新させていただくものです。圧雪車の更新については、経過年数20年以上、稼働時間1万時間以上をおおよそ目安として更新計画を立てており、今回更新する圧雪車は経過年数19年であるものの、稼働時間は1万1,400時間ということで1万時間を大幅に超過しているため、更新計画に

基づき今回更新するものでございます。なお、もう1台の圧雪車ですが、今議会の一般会計補正予算に修繕料を計上させていただいておりますので、後日、ご審議いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

◎議長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（野村勝憲）

圧雪車は、今回は高山市の事業者ということですけど、飛騨市内には圧雪車を扱っている事業者はないのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

この入札は一般競争入札で行いましたが、応札者が一社であったということです。

◎議長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（上ヶ吹豊孝）

前回、1台中古の程度の良いというものを購入されたのですが、近年スキー場の廃業が多くて、前は中古車ということだったのですが、今回はそういったことの調査をされたのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

そうですね、中古台数もそんなに回らなくて、業者のほうで情報を持っていらっしゃるのですが、そういう情報をもとにして購入させていただきました。

◎議長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○12番（高原邦子）

今19年だけ稼働時間数が多いので更新しますということですが、もう1台のほうは修繕が入るということで、それは予算特別委員会か何かで出されるかと思うのですが。そうしますと、先ほど教育委員会事務局長は、修繕とかもろもろかかるので新たに購入したいというようなことを言われたんですけど、今、更新しようと思っているものは過去からどれくらい修繕費にかかっているのですか。その総額、去年とか一昨年はどのくらい修繕に費用がかかっているのでしょうか。修繕費がどれだけかさんで、これ以上かさむのは駄目だから新しいものを購入になったのでしょうか。その額を教えていただけたらと思っております。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

申し訳ございません。修繕料にかかった今までの総額というのは手元に数字を持ち合わせておりませんが、20年目安で19年というのも、一応20年を目安にしているだけですけれども、こういう

特殊機械というのは、やっぱり部品の調達が難しくなって、今は国産の圧雪車ですけども、更新前の今変える車は外国のものでございまして、非常にそういう部品の入手とかがしにくくなったり、部品の調達が難しいというようなことがこれから先も出てきますので、そのときのシーズンに間に合わないということになると使えなくなりますので今回更新をさせていただくものです。

◎議長（住田清美）

ほかに質疑ございませんか。

◎議長（住田清美）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第59号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◆日程第11 議案第60号 財産の取得について（除雪ドーザ）

◎議長（住田清美）

日程第11、議案第60号、財産の取得について（除雪ドーザ）を議題といたします。

説明を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、議案第60号についてご説明いたします。

財産の取得について、対象は除雪ドーザです。財産の種類ですが、物品です。財産の名称及び数量、除雪ドーザで数量は1台です。取得の目的、除雪機の更新です。取得金額は2,044万9,000円でございます。取得先は株式会社社利興です。

除雪車の設置場所ですが、今回は神岡町地内となります。納期は令和6年3月28日までとしており、落札率は68.43%。財源ですが、国の社会資本整備総合交付金の補助率3分の2を活用いたします。

以上で説明を終わります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

◎議長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（籠山恵美子）

3つ目に少々苦情を言わせていただきますが、財産の取得の説明のときに、せめてどういう入札でやったのか、指名競争入札なのか一般競争入札なのか、今、部長はこれで落札率68.4%とおっしゃいましたけど落札率はどれだけだったのか、そういう説明は最低限必要なのではないかなと。それをいちいち質問がなければ説明しないのかなという感じがしますが、これはどういう競争入札でしたか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

大変失礼しました。今回の入札は指名競争入札で、5社を選定しております。

◎議長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第60号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第60号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって議案第60号は原案のとおり可決されました。

◆日程第12 議案第61号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第22 議案第71号 令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）

◎議長（住田清美）

日程第12、議案第61号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第22、議案第71号、令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）については、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは私からは、議案第70号及び議案第71号にて提案しております補正予算の審議をお願いするにあたりまして、その概要についてご説明をいたします。

今回の一般会計補正予算は年度が始まって間もない段階であることから、当初予算編成後に生じた事由や国・県補助事業の内示額に合わせた事業費及び財源調整が主な内容となります。また、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯を対象に1世帯当たり3万円を給付する国の事業や、子育て世帯への経済的支援の充実を図るための高等学校就学準備等支援金や第2子以降出産祝金などを給付する県の事業を計上いたします。このほか、物価高騰の影響を受ける中で、価格転嫁できない事業者や国県の支援の対象とならない事業者を市単独の施策として支援する事業を盛り込んで編成したところでございます。

それでは、本補正予算における主要施策の概要につきましてご説明を申し上げます。

総務費では、倒壊等の危険の恐れのある2棟の空き家につきまして、略式代執行による解体処分を実施するための経費1,300万円を計上しました。また、地域の脱炭素・再生可能エネルギー利活用を推進するため、国・県補助金を活用した調査及び計画策定等に係る委託料1,000万円を計上するほか、空き家の賃貸住宅改修に対する相談件数が増えていることを受け、空き家流動化対策補助金2件分の600万円を追加計上いたしました。

民生費では、国施策である住民税非課税世帯等を対象とした1世帯当たり3万円を給付する事業に全額、国庫補助金を財源として5,300万円計上いたしました。県の施策では、子育て世帯への経済的支援として、高等学校就学準備等支援金の給付に700万円、第2子以降出産祝金の支給600万円について全額、県補助金を財源に計上いたしました。市単独施策といたしましては、適正な価格転嫁ができない分野における光熱費の増加影響額の全額を支援する方針といたしまして、医療・介護・障害福祉施設等への支援金3,500万円、市内の私立保育園には100万円を計上いたしております。また、生活保護に係る今年10月からの基準額等の見直しを受けて、生活保護システムの改修経費200万円を計上するほか、市の発達支援体制において思春期の支援が手薄になるという課題がある中、思春期健診という国内でも体制が確立されていない取組を次年度以降に市内で実施していくため、この分野の研究に取り組まれている専門医師と連携して準備を進めるための経費100万円を計上いたしております。

衛生費では、岐阜大学医学部の地域枠推薦入試に新たに1名が合格され、修学資金貸付事業の対象となることから、負担金100万円を追加計上いたします。これで累計4名となりまして、将来の地域医療の担い手としての活躍が期待されるところです。

農林水産業費では、家畜用粗飼料価格の大幅な値上がりにより経営が圧迫されている畜産農家に対して、粗飼料価格高騰分の一部を支援するため、市単独施策となる給付金3,600万円を計上いたしました。

商工費では、国や県の支援対象とならない特別高圧受電事業者の経営安定を図るため、電力価格高騰額に対する支援金1,600万円を計上いたしました。このほかシーズンオフの点検により判明したスキー場施設等の修繕費2,700万円を追加計上し、来シーズンに向けての準備を進めてま

います。

土木費では、県単急傾斜地崩壊対策事業が当初の見込みよりも大幅に県補助金が採択されたことを受けまして800万円追加計上するとともに、次の整備予定箇所の採択に向けた基礎資料が必要となることから、調査測量設計委託料1,300万円を計上いたしました。また、土木や建築など技術系の発注業務に不可欠となるパソコン専用ソフトに不具合が生じていることから、更新に必要な経費300万円を計上しております。

消防費では、地元消防団の退職者数44名が確定したことから、退職報償金の不足見込額600万円を追加計上しました。

教育費では、来シーズンに向けたかわいスキー場圧雪車のメンテナンス修繕200万円を追加計上し、安全の確保を図ってまいります。

最後に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の歳入計上額1億600万円から、今回歳出計上する各施策への充当額8,800万円を除いた1,800万円は、今後の物価高騰対策の財源として予備費に留保いたします。

以上、今回の補正予算は一般会計で2億6,400万円を追加し、補正後の総予算総額は185億9,200万円となります。なお、今回の補正予算の編成に必要な財源につきましては、国・県支出金や特定目的基金繰入金、市債等の特定財源のほか、財政調整基金繰入金にて調整いたしております。特別会計では公共下水道事業特別会計のみでございまして、国庫補助事業の内示額に合わせた事業費及び財源の調整を図るものとしております。

以上をもちまして、私の提案説明を終わらせていただきます。条例その他の議案につきましては、総務部長より説明させますのでよろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、条例その他議案の概要につきましてご説明申し上げます。

議案第61号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、寒冷地手当の支給基準を国家公務員の寒冷地手当に関する法律に準拠するための改正です。

議案第62号、飛騨市税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正のうち、施行日が令和5年7月1日以降のものにつきまして改正するものでございます。

議案第63号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例については、神岡町内の行政区の区域の変更に伴う改正でございます。

議案第64号、飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例については、印鑑登録証明書の申請に係る規定の改正及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴う改正です。

議案第65号、飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び児童福祉法の改正に伴う改正です。

議案第66号、飛騨市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特定教育保育施設及び、及び特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う改正です。

議案第67号、飛騨市指定金融機関の指定の変更については、飛騨市指定金融機関の輪番制指定による変更です。

議案第68号、飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正です。

議案第69号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴う改正でございます。

以上で提出議案の説明を終わらせていただきます。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で説明が終わりました。ただいま説明のありました議案第61号から議案第71号までの11案件につきましては、6月21日から6月23日までの3日間質疑を予定いたしております。質疑のある方は発言通告書によりお願いいたします。なお、質疑、一般質問の発言通告書は6月15日木曜日、午前10時が締め切りでございますのでお願いいたします。

ここでお諮りいたします。議案精読のため、6月14日から6月20日までの7日間を休会としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、6月14日から6月20日までの7日間は議案精読のため休会とすることに決しました。

◆閉会

◎議長（住田清美）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じ、散会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午前11時28分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議員長

飛騨市議会議員 (12 番)

飛騨市議会議員 (13 番)